

「一次エネルギー消費量等級」における外皮等面積計算 ・設備性能確認方法と図面への記載例

～『【フラット35】S（省エネルギー性）』のスムーズな検査合格に向けて～

平成27年4月より、「一次エネルギー消費量等級」を満たすことにより「【フラット35】S（省エネルギー性）」をご利用いただくことができるようになりました。〔等級5→金利Aプラン、等級4→金利Bプラン〕

一次エネルギー消費量は、「外皮」と「設備」の省エネルギー性能を総合的に評価する指標です。よって、一次エネルギー消費量の計算過程においては、外皮性能の評価のために外皮等面積の算出が必要になります。

「一次エネルギー消費量等級」による申請にあたっては、外皮等面積計算で用いた寸法、設備機器の仕様や性能などを申請図面等に明示していただくことが必要となります。

「一次エネルギー消費量等級」による図面作成時の留意事項をまとめましたので、申請にあたってご活用ください。

※ 「断熱等性能等級」により、フラット35S（省エネルギー性）を利用する場合には、『「断熱等性能等級」における外皮等面積計算方法と図面への記載例』をご覧ください。

本資料の構成

■ 一次エネルギー消費量等級基準の概要	・・・ P2
■ 図面への記載例	・・・ P3～10
■ 外皮等面積計算のための長さ・面積の拾い方	・・・ P11～19
■ 設備機器毎の省エネルギー対策の判断項目、試験方法等規格、製品認証マーク一覧表	・・・ P20～26
■ 「工事中の計画変更」に係る留意事項（一次エネルギー消費量等等級）	・・・ P27

一次エネルギー消費量等級基準の概要

一次エネルギー消費量における「外皮性能」、「設備性能」のそれぞれには、性能基準による方法と仕様基準による方法があります（以下にその概要、等級毎の適用及び組合せの適否を示します）。

一次エネルギー消費量等級基準	外皮性能	性能基準（等級4、5ともに利用可）	仕様基準（等級4に限る）									
		・ q 値（外皮熱損失量） ・ m_C 値（冷房期の日射熱取得量） ・ m_H 値（暖房期の日射熱取得量） →一次エネルギー消費量算定プログラム に入力	＜適用条件＞ 住宅の種類、地域に応じた開口部比率の条件に適合すること <table><tr><th>住宅の種類</th><th>1～3地域</th><th>4～8地域</th></tr><tr><td>一戸建て住宅</td><td>0.11未満</td><td>0.13未満</td></tr><tr><td>共同住宅等</td><td>0.09未満</td><td>0.08未満</td></tr></table> →あらかじめ設定された仕様から選択	住宅の種類	1～3地域	4～8地域	一戸建て住宅	0.11未満	0.13未満	共同住宅等	0.09未満	0.08未満
		住宅の種類	1～3地域	4～8地域								
一戸建て住宅	0.11未満	0.13未満										
共同住宅等	0.09未満	0.08未満										
＜適用条件＞ 地域に応じた外皮面積比率の条件に適合すること <table><tr><th>住宅の種類</th><th>1～3地域</th><th>4～8地域</th></tr><tr><td>一戸建て住宅</td><td>2.9以下</td><td>2.8以下</td></tr><tr><td>共同住宅等</td><td>$0.3 \times \frac{\sum_{i=1}^n A_{i,bw}}{A_{total}} + 2.9$ 以下</td><td>$0.5 \times \frac{\sum_{i=1}^n A_{i,bw}}{A_{total}} + 2.7$ 以下</td></tr></table> →あらかじめ設定された設備機器もしくは同等以上の評価となるものを選択 $A_{i,bw}$：当該住戸の第<i>i</i>界壁、界床等の面積（㎡） A_{total}：当該住戸の床面積の合計（㎡） n：界壁、界床等の数	住宅の種類	1～3地域	4～8地域	一戸建て住宅	2.9以下	2.8以下	共同住宅等	$0.3 \times \frac{\sum_{i=1}^n A_{i,bw}}{A_{total}} + 2.9$ 以下	$0.5 \times \frac{\sum_{i=1}^n A_{i,bw}}{A_{total}} + 2.7$ 以下			
住宅の種類	1～3地域	4～8地域										
一戸建て住宅	2.9以下	2.8以下										
共同住宅等	$0.3 \times \frac{\sum_{i=1}^n A_{i,bw}}{A_{total}} + 2.9$ 以下	$0.5 \times \frac{\sum_{i=1}^n A_{i,bw}}{A_{total}} + 2.7$ 以下										

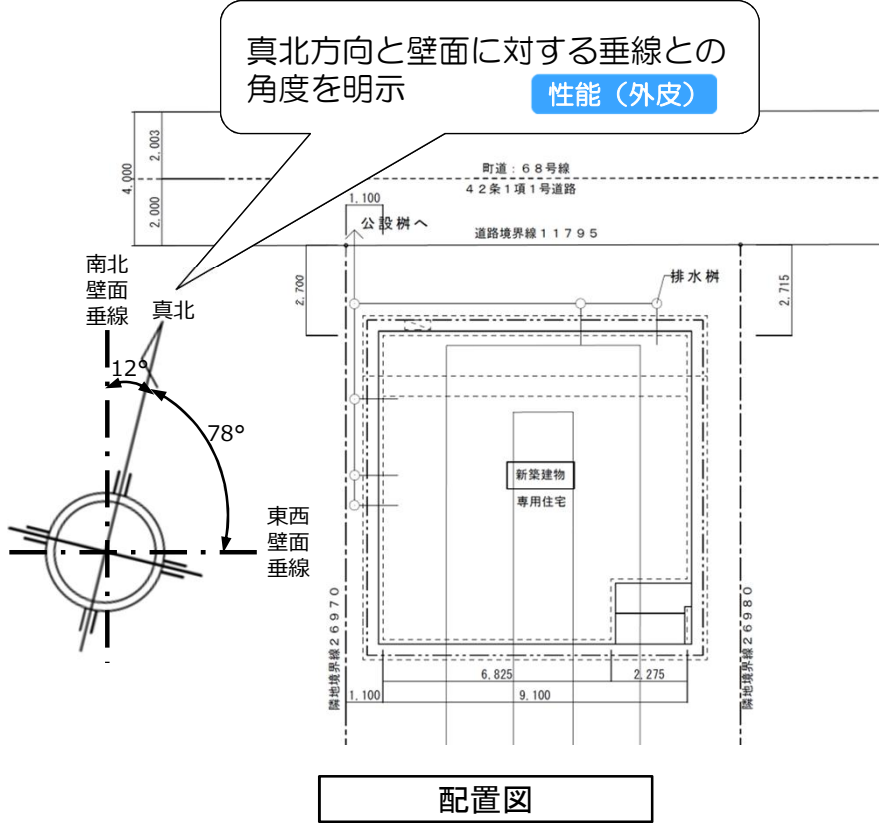
「外皮性能」と「設備性能」の組み合わせ

外皮性能	設備性能	留意事項
性能基準	性能基準	断熱等性能等級4の「性能基準」の基準値（U _A 値、 <i>n_A</i> 値）を満たす必要はないが、外皮計算の過程で算出される数値（q値、m _C 値、m _H 値）を一次エネルギー消費量計算へ反映
性能基準	仕様基準	断熱等性能等級4の「性能基準」の基準値（U _A 値、 <i>n_A</i> 値）を満たす必要あり
仕様基準	仕様基準	断熱等性能等級4の「仕様基準」を満たす必要あり
仕様基準	性能基準	組合せ不可

図面への記載例

図面には、「外皮等面積の計算結果」及び「その計算過程で使用した寸法」、「各部位の断熱仕様」、「設備機器の性能・仕様」を記載する必要があります。

1. 図面記入例（配置図・仕様書）



建設地：東京都文京区（6地域）
 構法：木造軸組工法、地上2階、地下なし
 （床断熱、天井断熱（下屋のみ屋根断熱）、床下換気あり）

外部仕上表

名称	仕様	備考
屋根	陶器平板瓦葺	認定番号 NM-〇〇〇〇
	アスファルトルーフィング940	
外壁	窯業系サイディング	認定番号 PC030BE-〇〇〇〇 [30分]
	通気胴縁 厚18	
	透湿防水シート	
軒裏	ケイ酸カルシウム板	認定番号 QF045RS-〇〇〇〇 [45分]
鼻隠	押出成形セメント板	認定番号 NM-〇〇〇〇
樋	硬質塩ビ製 丸樋	
玄関ポーチ	磁器タイル 150角	
基礎	モルタル刷毛引き	
	水切：カラー鉄板	
バルコニー		
換気金物	外壁換気口：アルミ製	100cm ² 超はFD付
	屋根棟換気：アルミ製	
	軒裏換気：アルミ製	国土交通大臣認定品

外部建具

名称	仕様	備考
玄関ドア	木製引戸（複層ガラスA12）	
勝手口ドア	-	
サッシ	アルミサッシ（複層ガラスA6）	一部シャッター付

外部建具表

外部建具の枠・ガラスの仕様について明示（中空層の厚さも明示）

（次ページ以降共通）

- 性能（外皮）は、外皮基準において性能基準を選択した場合に限り、記載が必要となる内容です。
- それ以外の内容は、外皮基準において仕様基準と性能基準どちらを選択した場合においても共通して明示すべき事項です。

2. 図面記入例（機器表）

名称	仕様	備考（構造、性能、制御方法など）
冷暖房設備	ルームエアコンディショナー LDK 計1箇所 型番：H1-JKLMN(□□□社製)	定格冷房能力：2800W 定格冷房消費電力：700W →試験方法等規格：JIS S ○○○○ エネルギー消費効率の区分：(は)
換気設備	ダクト式第3種換気システム 型番：STU-V(△△△製) JIS表示品	熱交換機能なし、ダクト径φ100以上 換気回数 0.5回/h 以上
給湯設備	ガス給湯機 型番：ABC-DEFG(○○○社製) JIA認証品	ヘッダー方式（接続口径13A） エネルギー消費効率：94.3% →試験方法等規格：JIS S ○○○○ 風呂給湯機（追炊きあり）
節湯型機器	台所水洗：シングルレバー水栓 水優先吐水機構 型番：1234ABC(△△△製)	節湯C 1
	浴室水洗：サーモスタット水栓 手元止水機構付きシャワーヘッド 型番：4321ABC(△△△製)	節湯A 1
照明設備	主たる居室 照明設備の設置：有り	白熱灯使用なし
	その他の居室 照明設備の設置：無し	
	非居室 照明設備の設置：有り	白熱灯使用なし 玄関ポーチ：人感センサー有り
発電設備	なし	

機器表

一次エネルギー消費量の計算に必要な設備機器の性能・仕様を記載

台数を記載

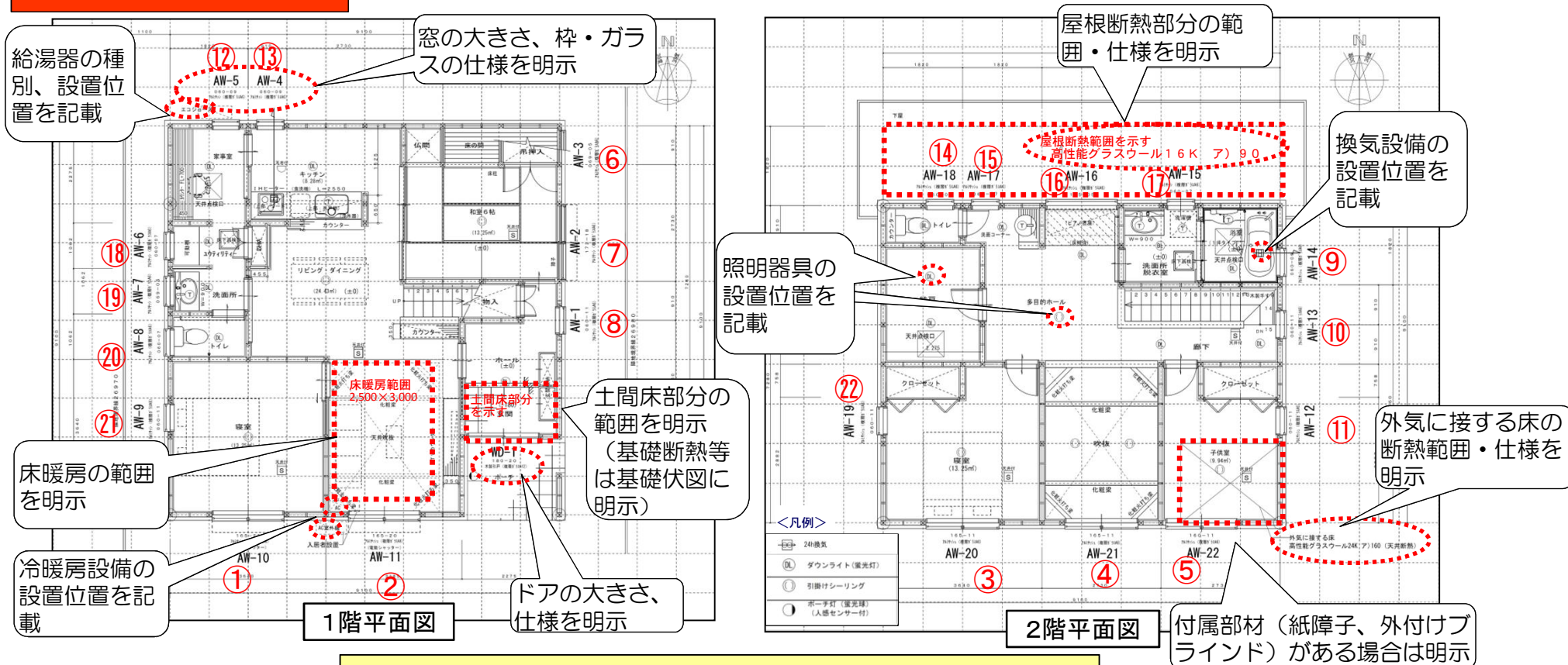
省エネルギー対策をしている設備を設置する場合は、その内容を記載

省エネルギー対策の判断項目（機器効率）を記載

試験方法等規格を記載

型番・製造者名を記載

4. 図面記入例（平面図）



窓の外皮面積(m²)

外皮等面積と開口部比率を求める計算①

南		東		北		西		合計
①	1.65 × 2.00=3.3000	⑥	0.69 × 0.50=0.3450	⑫	0.60 × 0.90=0.5400	⑮	0.60 × 0.70=0.4200	
②	1.65 × 2.00=3.3000	⑦	1.72 × 1.82=3.1304	⑬	0.60 × 0.90=0.5400	⑯	0.69 × 0.50=0.3450	
③	1.65 × 1.10=1.8150	⑧	0.60 × 1.10=0.6600	⑭	0.60 × 0.70=0.4200	⑰	0.60 × 0.70=0.4200	
④	1.65 × 1.10=1.8150	⑨	0.60 × 0.90=0.5400	⑮	0.60 × 0.70=0.4200	⑱	0.60 × 1.10=0.6600	
⑤	1.60 × 1.10=1.7600	⑩	0.60 × 1.10=0.6600	⑯	1.65 × 0.50=0.8250	⑲	0.60 × 1.10=0.6600	
		⑪	0.60 × 1.10=0.6600	⑰	0.60 × 0.70=0.4200			
計	11.9900	計	5.9954	計	3.1650	計	2.5050	23.6554

ドアの外皮面積(m²)

玄関ドア	1.80 × 2.00=3.6000
計	3.6000

外皮等面積と開口部比率を求める計算②



天井・床等の面積(m²)

階	計算式 (X方向) × (Y方向)	天井面積	屋根面積	床面積	土間床面積	外気床面積	合計
1階	①	$9.10 \times 1.82 = 16.5620$		16.5620			16.5620
	①(下屋)	$9.10 \times (1.82 \times 1.118(\text{伸び率})) = 18.5163$	18.5163				18.5163
	②	$6.825 \times 7.28 = 49.6860$		49.6860			49.6860
	③	$2.275 \times 4.26 = 9.6915$		9.6915			9.6915
	④	$2.275 \times 1.20 = 2.7300$			2.7300		2.7300
	⑤(ピロティ上面)	$2.275 \times 1.82 = 4.1405$				4.1405	4.1405
2階	⑥	$9.10 \times 7.28 = 66.2480$	66.2480				66.2480
合計		66.2480	18.5163	75.9395	2.7300	4.1405	167.5743

土間床部分④の周長を明示

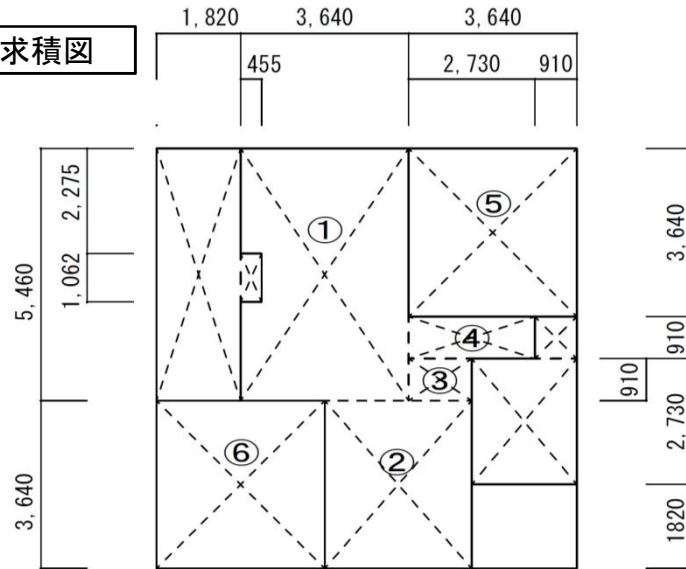
性能(外皮)

基礎周長(m)

外気側	$2.275 + 1.200 = 3.47$
床下側	$2.275 + 1.200 = 3.47$

居室・非居室の床面積計算

1階平面求積図

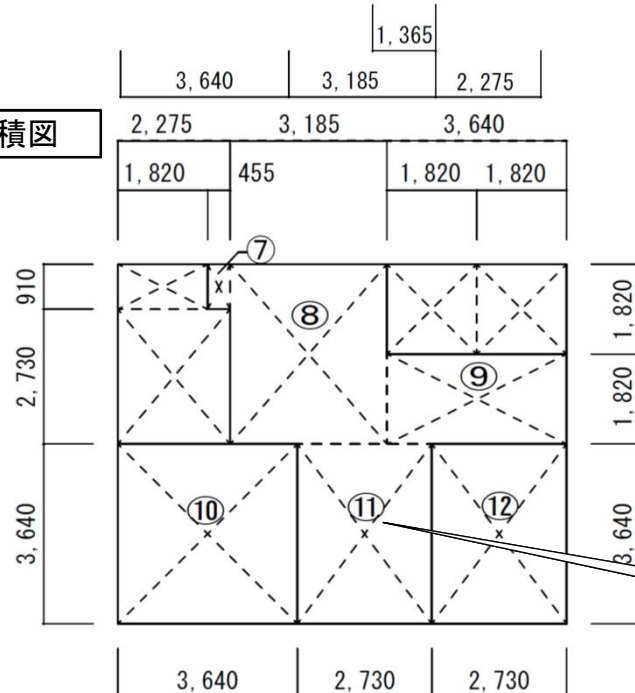


「主たる居室」、「その他の居室」に分類して床面積を算定

主たる居室・その他の居室の床面積(㎡)

階	部屋名	計算式 (X方向) × (Y方向)	小計	主たる居室	その他の居室
1階	① ② ③ LDK	$3.640 \times 5.460 - 0.455 \times 1.062$ + 3.185×3.640 + 1.365×0.910	32.22674	○	
	④ 階段	2.730×0.910	2.4843	○	
	⑤ 和室	3.640×3.640	13.2496		○
	⑥ 1階寝室	3.640×3.640	13.2496		○
	⑦ ⑧ 多目的ホール	0.455×0.910 + 3.185×3.640	12.00745	○	
2階	⑨ 階段・廊下	3.640×1.820	6.6248	○	
	⑩ 2階寝室	3.640×3.640	13.2496		○
	⑪ 吹抜	2.730×3.640	9.9372	○	
	⑫ 子供室	2.730×3.640	9.9372		○
合計			112.96649	63.28049	49.686

2階平面求積図

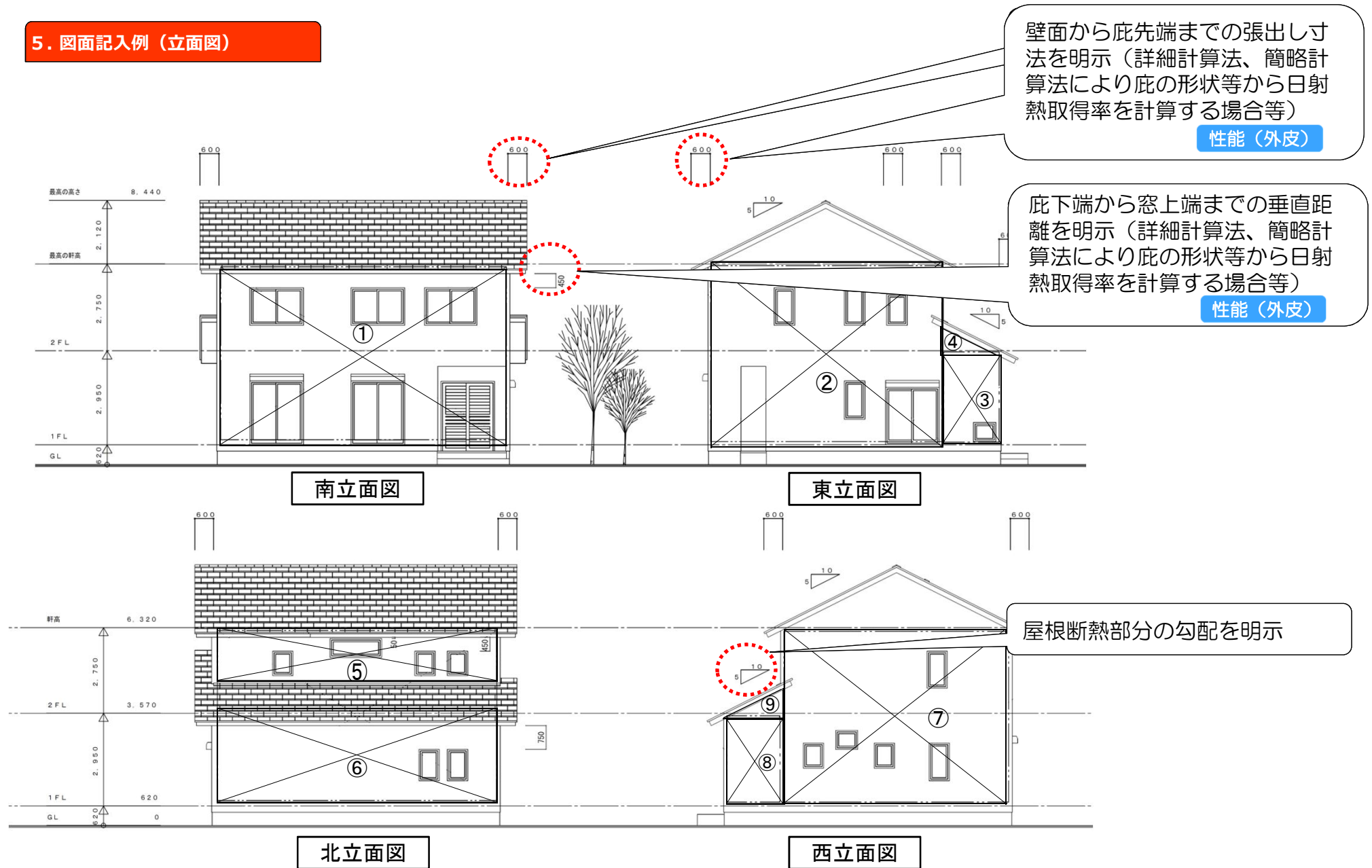


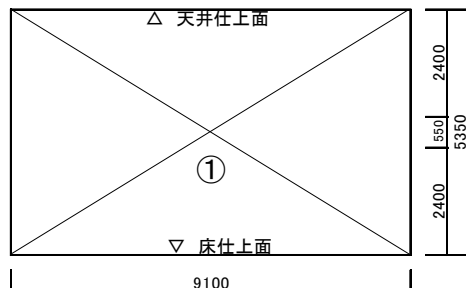
「主たる居室」、「その他の居室」以外は「非居室」と算定

主たる居室	①+②+③+④+⑦+⑧+⑨+⑪	63.28
その他の居室	⑤+⑥+⑩+⑫	49.69
非居室	床面積の合計－主たる居室－その他の居室	31.95
床面積の合計	$9.100 \times 7.280 + 6.825 \times 1.820$ (1階) + 9.100×7.280 (2階)	144.92

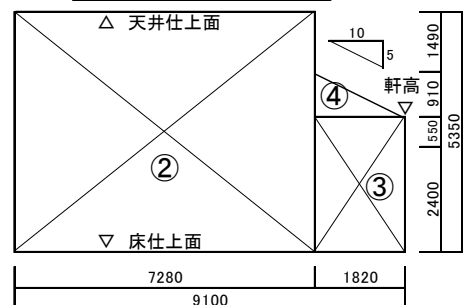
吹き抜け部分⑪の面積も考慮して面積を算定
※P19「吹き抜け等の扱い」参照

5. 図面記入例（立面図）

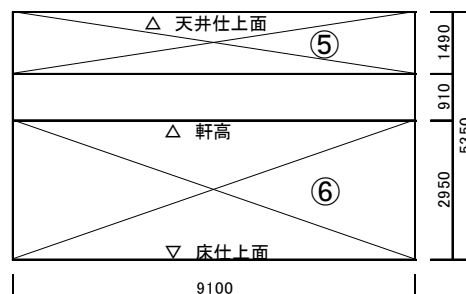




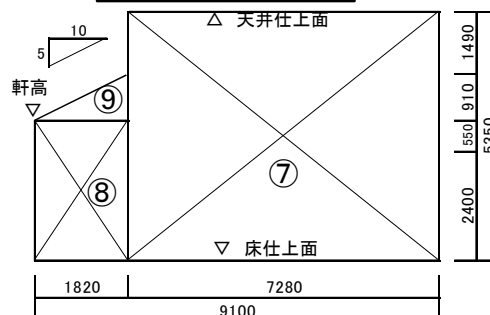
南立面求積図



東立面求積図



北立面求積図



西立面求積図

外皮等面積と開口部比率を求める計算③

外壁の面積(㎡)

方位	外壁+窓+ドア			窓	ドア	外壁のみの面積
	計算式 (W) × (H)		小計			
南	①	$9.10 \times (2.40 + 0.55 + 2.40) = 48.6850$	48.6850	11.9900	3.6000	33.0950
東	②	$7.28 \times (2.40 + 0.55 + 2.40) = 38.9480$	45.1451	5.9954		39.1497
	③	$1.82 \times (2.40 + 0.55) = 5.3690$				
	④	$1.82 \times 0.91 \times 0.5 = 0.8281$				
北	⑤	$9.10 \times 1.49 = 13.5590$	40.4040	3.1650		37.2390
	⑥	$9.10 \times 2.95 = 26.8450$				
西	⑦	$7.28 \times (2.40 + 0.55 + 2.40) = 38.9480$	45.1451	2.5050		42.6401
	⑧	$1.82 \times (2.40 + 0.55) = 5.3690$				
	⑨	$1.82 \times 0.91 \times 0.5 = 0.8281$				
合計			179.3792	23.6554	3.6000	152.1238

屋根断熱部分④、⑨
の外壁面積も算定

外皮等面積表まとめ

部位	面積(㎡)
天井	66.2480
屋根	18.5163
外壁	152.1238
開口部	窓 23.6554
	ドア 3.6000
27.2554	
床	75.9395
土間床	2.7300
外気床	4.1405
合計	346.9535

※長さ、面積の数値処理

長さ	小数点第三位を切り捨て、小数点第二位までの値とする。
面積	小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位までの値とする。

開口部比率(仕様基準(外皮性能)の適用条件)

開口部(窓・ドア)面積の合計／外皮等面積の合計
 $= 27.26 / 346.95 = 0.0786$

一戸建て・6地域の場合、0.13未満(13%未満)であれば、を適用可能(P2参照)

外皮面積比率(仕様基準(設備性能)の適用条件)

外皮等面積の合計／床面積の合計
 $= 346.95 / 144.92 = 2.3940$

一戸建て・6地域の場合、2.8未満であれば、適用可能(P2参照)

外皮等面積計算のための長さ・面積の拾い方

- (1) 水平方向の面積算定
・・・ P12～14
- (2) 垂直方向の面積算定
・・・ P15～18
- (3) 一次エネルギー消費量基準における床面積の算定
・・・ P19

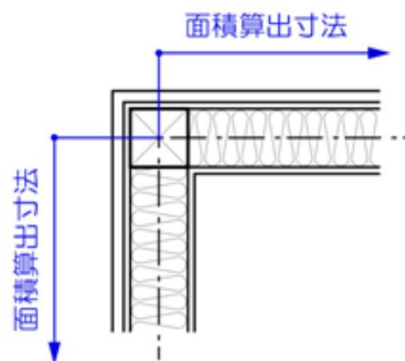
(1) 水平方向の面積算定

寸法の押さえ方

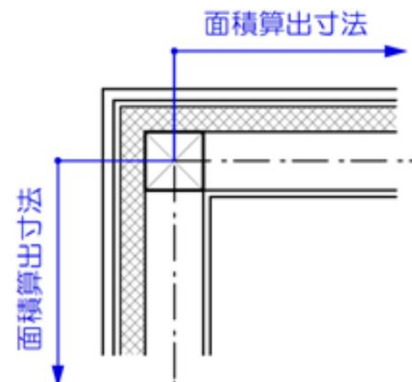
熱的境界となる壁心(たて枠心)間の寸法を用いて、面積を算定します。

※ただし、所管行政庁において寸法の考え方が異なる場合は、当該所管行政庁における建築基準法の面積算出の考え方に従う必要があります。

充填断熱

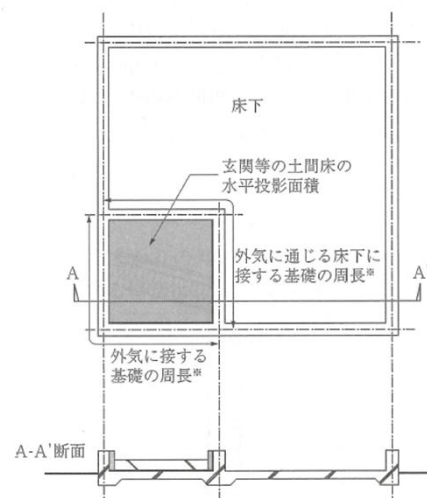
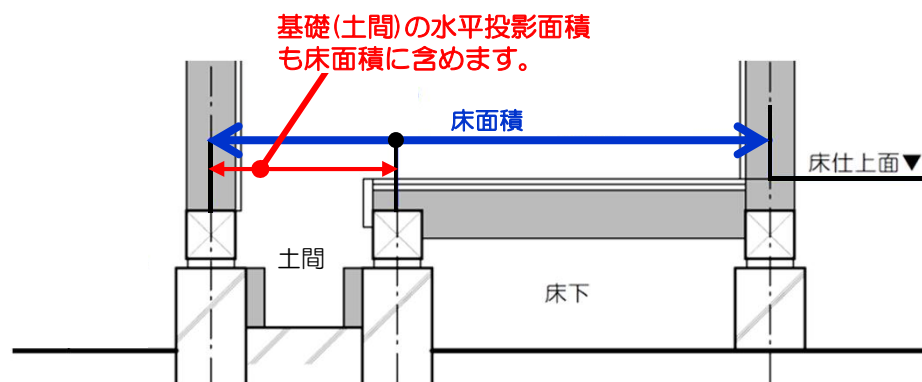


外張断熱



土間床の取扱い

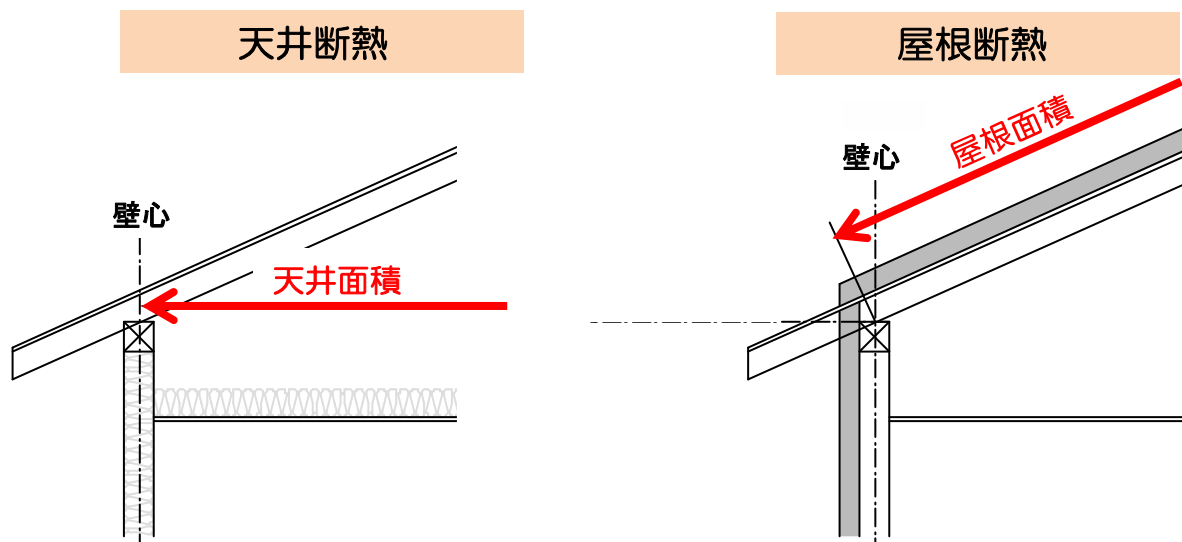
土間床がある場合は、当該土間床も床面積に算入します。



※基礎の周長は、外皮性能(性能基準)の場合に使用

屋根の取扱い

勾配屋根について、屋根断熱とする場合は「勾配なり」に屋根面積を算定します。



屋根の取扱い(勾配屋根の面積算定に使用する伸び率)

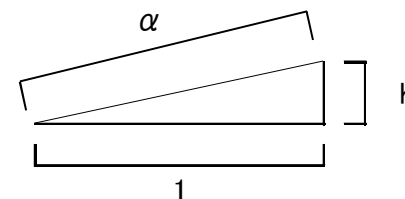
屋根断熱とする場合、勾配屋根の面積は、水平投影面積に伸び率(勾配係数)を乗じて算定します。

$$\text{勾配屋根面積} = \text{水平投影面積} \times \text{伸び率(勾配係数)} \alpha$$

分数勾配h	伸び率(勾配係数) α
3/10	1.044
4/10	1.077
5/10	1.118
5.9/10	1.161
6/10	1.166
7/10	1.220
8/10	1.280
9/10	1.345

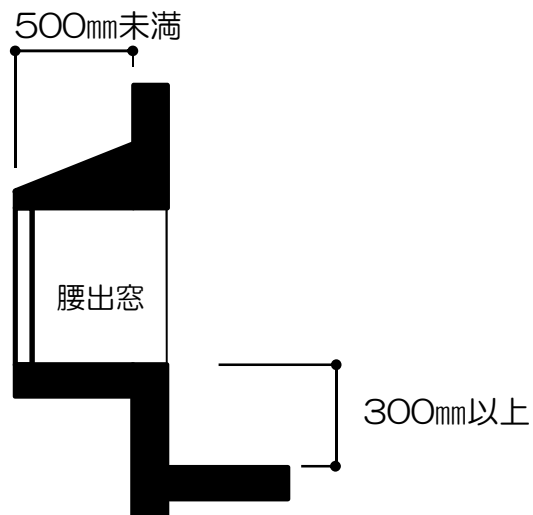
$$\text{伸び率(勾配係数)} \alpha = \sqrt{1^2 + h^2}$$

※小数点第四位を切り捨てにて算定



出窓の取扱い

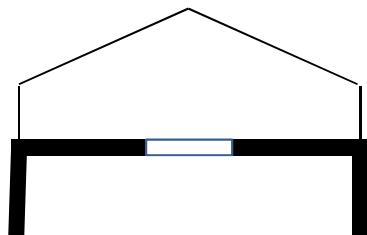
「壁面（壁心ではなく、壁外面）からの突出が500 mm未満」、かつ、「下端の床面からの高さが300mm以上」である腰出窓の場合は、突出していないものとして扱うことができます。



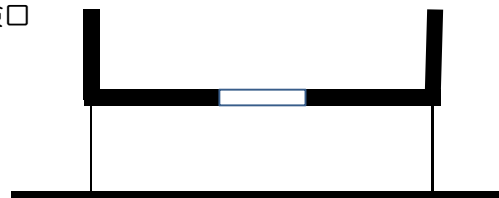
点検口の取扱い

小屋裏点検口及び床下点検口は、開口寸法が600×600mm程度であれば、周辺の部位と同等の仕様とみなし（当該部分が無いものとみなし）て計算を行うことができます。

小屋裏点検口

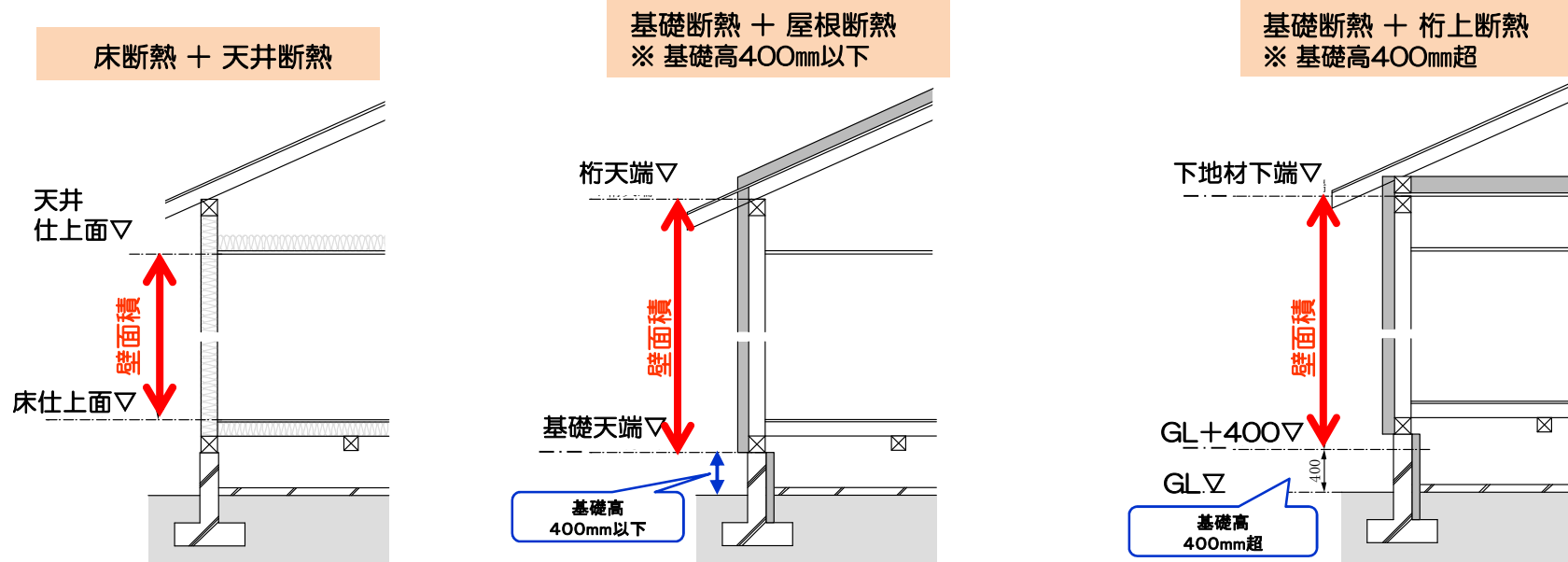


床下点検口



(2) 垂直方向の面積算定

寸法の押さえ方



寸法の押さえ方の詳細(天井断熱+床断熱の場合)

上端

上端の測定開始点は以下のいずれかによります。

- ・天井断熱材の下端
- ・天井仕上材の下端

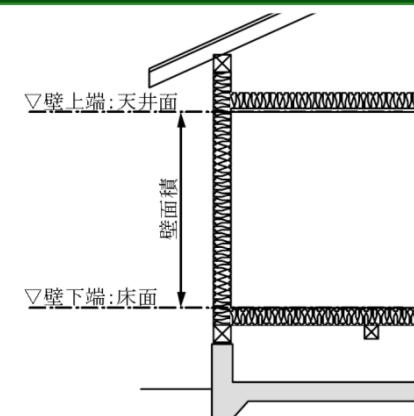
(ただし、断熱材と仕上材が接している場合に限ります。)

下端

下端の測定開始点は以下のいずれかによります。

- ・床断熱材の上端
- ・床仕上材の上端

(ただし、断熱材と仕上材が接している場合に限ります。)

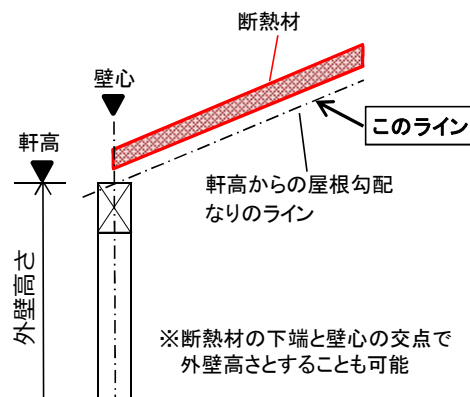


寸法の手入れ方の詳細(屋根断熱の場合)

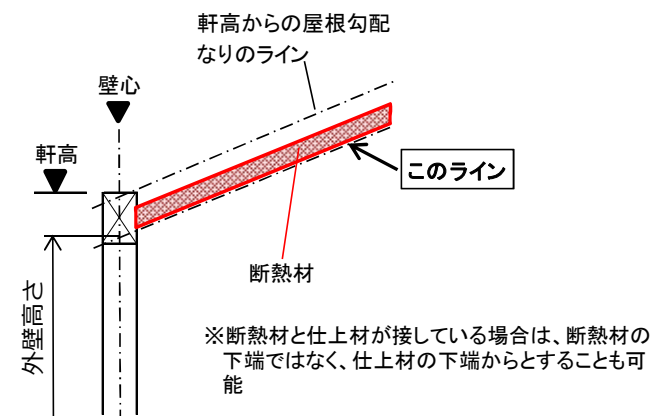
上端

上端の測定開始点は、下記の区分に応じ、それぞれ当該区分によります。

- ① 桁上端で壁心の位置から屋根勾配なりに棟までのラインより上部に断熱材が施工されている場合は当該ラインから下側

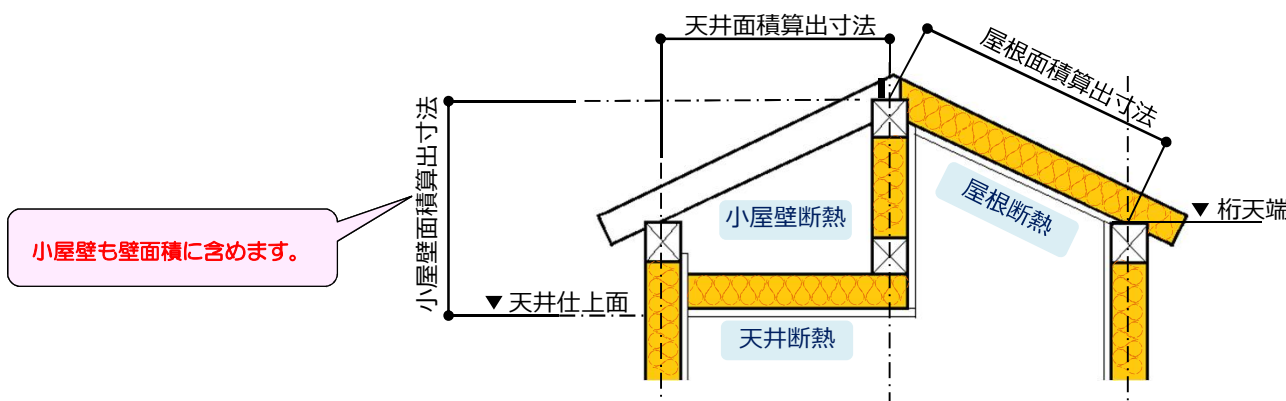


- ② 桁上端で壁心の位置から屋根勾配なりに棟までのラインより下部に断熱材が施工されている場合は、断熱材の下端と壁心が交わるラインから下側



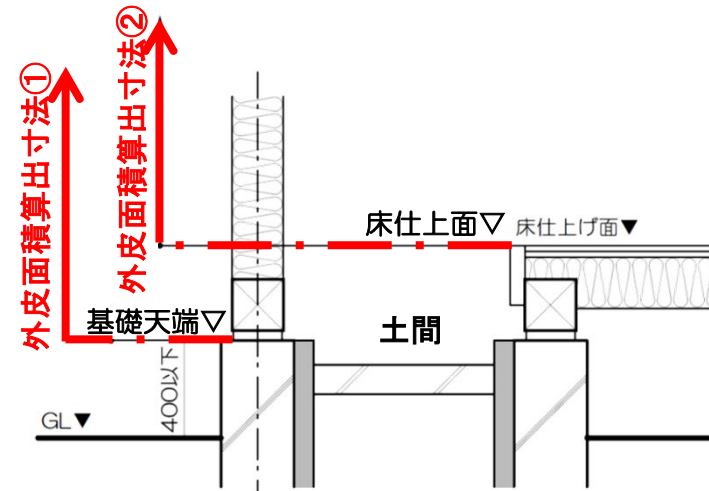
小屋壁を断熱する場合の外皮面積の取扱い

小屋壁を断熱する場合は、小屋壁を外壁面積として扱います。

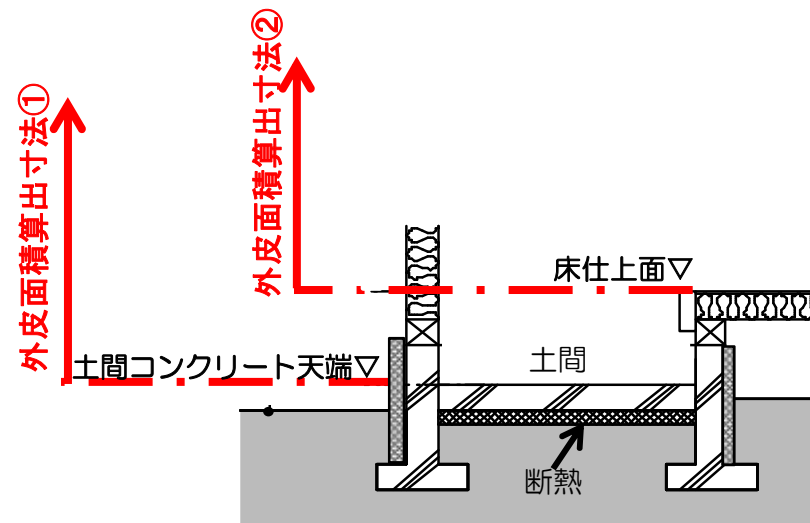


土間まわりの取扱い

一部が土間である箇所の外皮面積の下端の測定開始点は、下図の①(基礎天端)または②(床仕上面)のいずれかによります。

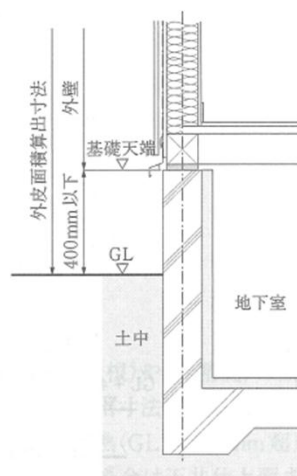


土間部を全面断熱している場合の外皮面積の下端の測定開始点は、下図の①(土間コンクリート天端)または②(床仕上面)のいずれかによります。

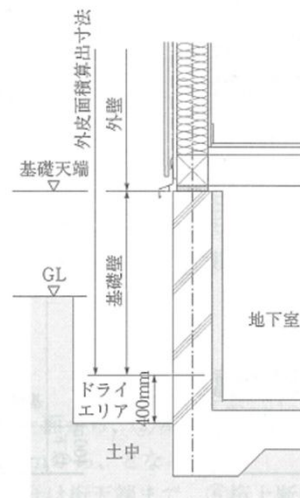


地下室の取扱い

地下室など地盤面下における土中の壁は、外皮等面積に算入しません。ただし、ドライエリア(空堀)に面する壁は、地上壁と同様に算入します。



(A) 地下室(ドライエリアなし)の場合



(B) 地下室(ドライエリアあり)の場合

開口部の取扱い

窓やドアは、カタログ等に記載されている呼称幅・呼称高等の寸法を用いて面積を算定します。

サッシ区分	モジュール区分		■	■	■	■	■
	窓区分	呼称幅	060	069	074	114	119
		(旧呼称幅)	(2尺)	(2.4尺入隅)	(3尺)	(3.9尺入隅)	(4.5尺)
		呼称高	内法基準 wmm	hmm	H\Wmm		
窓	窓	障子枚数	2	2	2	2	2
		03 300 370	06003	06903	07403		11903
		05 500 570	06005	06905	07405	11405	11905
		07 700 770	06007	06907	07407	11407	11907
		09 900 970	06009	06909	07409	11409	11909

※ 躯体部の開口寸法・建具の出来寸法でも可

(3) 一次エネルギー消費量基準における床面積の算定

室の分類

住宅の床面積は、「主たる居室」、「その他の居室」、「非居室」に分けて算定します。

主たる居室	熱的境界の内側に存する居室のうち、基本生活行為において、就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等のことであり、居間(リビング)、食堂(ダイニング)及び台所をいいます。
その他の居室	熱的境界の内側に存する居室のうち、「主たる居室」以外の居室をいい、寝室、洋室及び和室などです。
非居室	熱的境界の内側に存する居室以外の空間をいい、浴室、トイレ、洗面所、廊下、玄関、間仕切りや扉等で区切られた押し入れ、並びにクローゼット等の収納などです。
合計	「主たる居室」、「その他の居室」及び「非居室」の合計です。

※ 間仕切り壁や扉等がなく、水平方向及び垂直方向に空間的に連続する場合は、ひとつの室とみなして床面積を算出します。

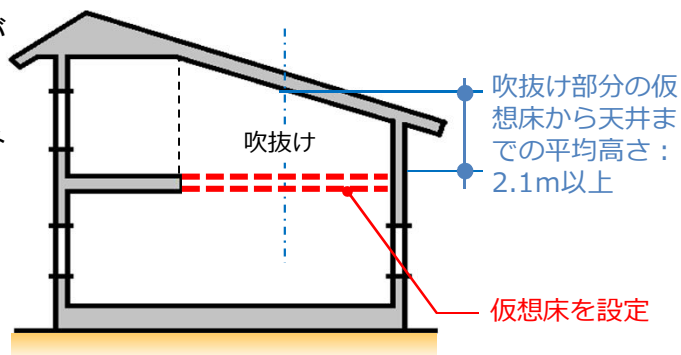
- ・「主たる居室」と空間的に連続する「その他の居室」及び「非居室」は「主たる居室」に含めます。
- ・「その他の居室」と空間的に連続する「非居室」は「その他の居室」に含めます。

吹抜け等の扱い

吹抜け

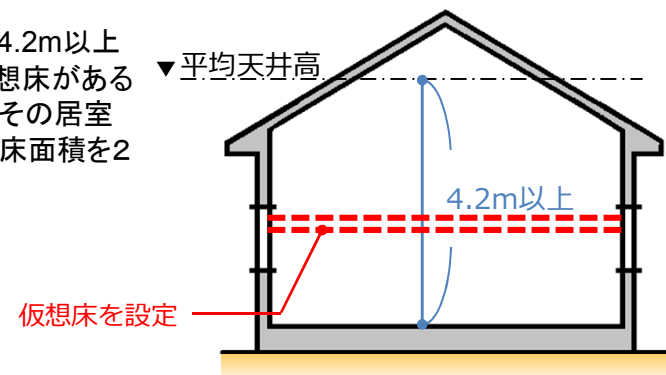
吹抜けがある場合には、床があると想定したレベルからの平均天井高さが2.1m以上であれば仮想床があるものとみなして、吹抜けが存する居室または非居室の床面積に加算します。

※吹抜けとは、複数の階をまたいで床を設けず上下方向に連続した空間を指します。



天井の高さが4.2m以上の居室及び非居室

平均天井高さが4.2m以上の場合には、仮想床があるものとみなして、その居室または非居室の床面積を2倍にします。



設備機器毎の省エネルギー対策の判断項目、試験方法等規格、製品認証マーク

○表の使い方

図面に明示すべき事項	「機器表」に明示	「①設備機器種別」、「②省エネルギー対策の判断項目（機器効率が表示されているものは性能値）」、「③試験方法等に関する規格」を「機器表」に記載します。 「③試験方法等に関する規格」欄に記載のある機器については、機器の「型番」、「製造者名」、「台数」を併せて記載します。
	その他図面に明示	「⑤ ①～③に加えて図面に明示すべき事項」欄に記載されている内容を、指定された図面に追記します。（⑤欄における「記載図面例」は、例示であり他の図面に記載していただいても構いません。）
「性能値（機器効率）」及び「試験品質・生産品質」の証明が必要な設備機器	「③試験方法等に関する規格」欄に記載のある機器に限る	「②省エネルギー対策の判断項目」欄に記載されている項目に関する性能値（機器効率）、及び「③試験方法等に関する規格」欄に記載されている規格に基づく「試験品質及び生産品質」が確保されていることを、設計検査時に次のいずれかの書類を提出することにより証明する必要があります。 a. JIS等の認証書や製品認証マーク（「JIS表示品」等である旨の記載）のあるカタログを提出する。 b. 住宅性能評価・表示協会で定める低炭素建築物認定制度に係る「性能確認方法の区分」を確認できる書類を提出する。 c. 下記の証明書を提出する。 - 第三者機関が発行する試験成績書等 - 第三者試験等審査機関が発行する試験等の審査結果報告書（証明書）等 - 製造事業者がJIS等に基づき発行する自己適合宣言書及びカタログ等（カタログ、仕様書、取り扱い説明書等） →「試験方法等に関する規格」、「性能値（機器効率）」、「型番」のすべてが自己適合宣言書（別紙に記載されている場合は別紙を含む）に記載されている場合はカタログ等は不要です。
		「試験品質及び生産品質」の証明については、設計検査時に行えなかった場合であっても、現地に設置されている機器に「④製品認証マーク」が表示されていることを現場検査時に提示することにより行うことができます。

P24 解説1及び
解説2へ

P25 解説3へ

※「③試験方法等に関する規格」欄に記載のない機器についても、仕様の確認のために検査機関からカタログ等の提出を求められる場合がありますので、検査機関の指示に従ってください。

製品認証マーク（凡例）



日本工業規格認証
(JIS認証制度)



冷凍空調機器性能検定
(ルームエアコン検定制度)



優良住宅部品認証
(BL認定制度)



日本ガス機器検査協会認証
(JIA認証制度)



石油燃焼機器・ペレット燃焼機器認証
(JHIA認証制度)



太陽電池モジュールの認証
(JETPVm認証制度)

	①設備機器種別		②省エネルギー対策の判断項目		③試験方法等に関する規格		④製品認証マーク	⑤ ①～③に加えて図面に明示すべき事項		
					試験方法等規格	左記規格と同等とみなされる規格		記載事項	記載図面例	
通風	－		通風の利用		－	－	－	「開口部の開放可能部面積比」の計算	計算書	
蓄熱	－		蓄熱の利用		－	－	－	「住戸の床面積当たりの蓄熱部位の熱容量」の計算	計算書	
暖房設備	ダクト式セントラル空調		なし		－	－	－	熱源機の設置位置等	平面図	
	ルームエアコンディショナー		定格冷房エネルギー消費効率	定格冷房能力	JIS B 8615-1	JIS C 9612（製品規格）		※2	ルームエアコンディショナーの設置位置等	平面図
				定格冷房消費電力	JIS B 8615-1	JIS C 9612（製品規格）				
	FF暖房設備 ※1		熱効率（ガスストーブ）		JIS S 2122	JIA C 004-10（認証制度）			FF暖房設備の設置位置等	平面図
			熱効率（石油ストーブ）		JIS S 3031	JHIA S-2031（認証制度）				
	パネルラジエーター		なし		－	－	－	－	パネルラジエーターの設置位置等	平面図
	温水床暖房		敷設率		－	－	－	－	床暖房の設置位置、設置範囲、寸法・面積	平面図
			上面放熱率		－	－	－	－		
	ファンコンベクター		なし		－	－	－	－	ファンコンベクターの設置位置等	平面図
	電気ヒーター式床暖房		敷設率		－	－	－	－	床暖房の設置位置、設置範囲、寸法・面積	平面図
			上面放熱率		－	－	－	－		
	電気蓄熱暖房		なし		－	－	－	－	電気蓄熱暖房の設置位置等	平面図
	温水式暖房の熱源機		石油熱源機 ※1	熱効率	JIS S 3031	JHIA S-3021（認証制度）			温水式暖房の熱源機の設置位置等	平面図
			ガス従来型熱源機（給湯機） ※1	熱効率	JIS S 2112	JIA C 005-11（認証制度）				
						JIS S 2093（試験方法）				
			ガス潜熱回収型熱源機（給湯機）	熱効率	JIS S 2112	JIA C 005-11（認証制度）				
						JIS S 2093（試験方法）				
			電気ヒートポンプ式熱源機	なし	－	－	－			
	電気ヒーター式熱源機	なし	－	－	－	－	－			
断熱配管		－		－	－	－	－	熱源機から放熱器までの全ての温水配管について断熱被覆されていること	機器表	
冷房設備	ダクト式セントラル空調		なし		－	－	－	熱源機の設置位置等	平面図	
	ルームエアコンディショナー		定格冷房エネルギー消費効率	定格冷房能力	JIS B 8615-1	JIS C 9612（製品規格）		※2	ルームエアコンディショナーの設置位置等	平面図
				定格冷房消費電力	JIS B 8615-1	JIS C 9612（製品規格）				
換気設備	換気設備（ダクト式・壁付式）		比消費電力	設計風量（風量-静圧特性）	JIS C 9603（壁付け式）	－			換気設備の設置位置	平面図
					JEM 1386：1989（ダクト式）					
					JIS B 8628（熱交換型）					
			消費電力	JIS C 9603（壁付け式、ダクト式）	－					
				JIS B 8628（熱交換型）						

	①設備機器種別	②省エネルギー対策の判断項目		③試験方法等に関する規格		④製品認証マーク	⑤ ①～③に加えて図面に明示すべき事項	
				試験方法等規格	左記規格と同等とみなされる規格		記載事項	記載図面
換気設備	換気設備（ダクト式・壁付式）	有効換気量率	有効換気量	JIS B 8628 JRA 4056：2006	—	JIS	換気設備の設置位置	平面図
			漏えい量	JIS B 8628 JRA 4056：2006	—			
		風量－静圧特性		BLT VU-06	—	B	熱交換型換気設備の採用	機器表
		温度交換効率		JIS B 8628 JRA 4059：2007	—	JIS		
	ダクト径（ダクト式）	径の太いダクト（75mm以上）を使用		—	—	—	ダクト径	機器表
		径の太いダクト（75mm以上）を使用かつDCモーターの採用		—	—	—	ダクト径及び換気設備の電動機（モーター）が直流であること	
給湯設備	ガス給湯機	モード熱効率		JIS S 2075	—	JIS	ガス給湯機の設置位置等	平面図
		エネルギー消費効率 ※1		JIS S 2109	JIA C 002（認証制度）	JIS (M) B		
	石油給湯機	モード熱効率		JIS S 2075	—	JIS	石油給湯機の設置位置等	平面図
		エネルギー消費効率 ※1		JIS S 3027	JIS S 3031（試験方法） JHIA S-3027（認証制度）	JIS 緑 B		
	電気ヒートポンプ給湯機	年間給湯保温効率・年間給湯効率		JIS C 9220	—	JIS	電気ヒートポンプ給湯機の設置位置等	平面図
		年間給湯効率（APF）		JRA 4050：2007R	—	B		
	電気ヒーター温水器	なし		—	—	—	電気ヒーター温水器の設置位置等	平面図
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	なし		—	—	—	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯の設置位置等	平面図
	ふろ機能	ふろ給湯機（追焚なし）		—	—	—	追焚なしであること	機器表
		ふろ給湯機（追焚あり）		—	—	—	追焚ありであること	機器表
	配管方式（ヘッダー方式）	ヘッダー分岐後の配管径が13A以下		—	—	—	配管径の情報	機器表
	水栓	手元止水機能		—	—	—	止水・吐水機能	機器表
		小流量吐水機能		小流量吐水機構を有する水栓の適合条件 ※3	—	—		
		水優先吐水機能		—	—	—		
	浴槽の保温措置		高断熱浴槽	JIS A 5532	JIS A1718（試験方法）	JIS B-bs	高断熱浴槽であること	機器表
	太陽熱給湯	太陽熱温水器	集熱部総面積 集熱貯湯部総面積	JIS A 4111	—	JIS B	設置方式 （太陽熱温水器かソーラーシステム） 集熱部面積 集熱部の設置方位角 集熱部の設置傾斜角	機器表 立面図等 （正面・側面） 配置図 立面図
			集熱性能	JIS A 4111（集熱性能）	—	JIS B		
		ソーラーシステム	集熱器総面積	JIS A 4112	—	JIS B		
			集熱性能	JIS A 4112（集熱性能）	—	JIS B		
			貯湯槽容量	JIS A 4113	—	JIS B		

	①設備機器種別	②省エネルギー対策の判断項目		③試験方法等に関する規格		④製品認証マーク	⑤ ①～③に加えて図面に明示すべき事項		
				試験方法等規格	左記規格と同等とみなされる規格		記載事項	記載図面	
照明設備	照明						照明設備の設置位置等	平面図（照明計画図）	
		白熱灯の使用なし		—	—	—	「白熱灯の使用なし」であること	機器表	
		多灯分散照明方式（主たる居室のみ）		—	—	—	「多灯分散照明方式を採用すると判断する場合の消費電力合計の制限」の計算	計算書	
		調光制御（主たる居室、その他の居室）		—	—	—	調整制御を採用していること	機器表	
		人感センサー（非居室）		—	—	—	人感センサーを採用していること	機器表	
発電設備	太陽光発電	太陽電池アレイのシステム容量	太陽電池アレイ出力		JIS C 8951（測定方法） JIS C 8952（表示方法）	—	JIS	発電パネルの種類 設置方式 （屋根一体型か架台設置型） 設置面積 （パネル割付の確認） パネルの設置方位角 パネルの設置傾斜角	機器表 機器表 （必要があれば断面図等） 立面図等 （正面・側面） 配置図 立面図
			太陽電池モジュール最大出力	結晶系太陽電池	JIS C 8918	JIS C 8914（測定方法）	JIS JET		
					JIS C 8990／IEC61215				
				結晶系太陽電池以外	JIS C 8991／IEC61646	—	JIS JET		
				（アモルファス太陽電池）	JIS C 8939	JIS C 8935（測定方法）	JIS		
				（多接合太陽電池）	JIS C 8943	—	JIS		
			コージェネレーション		なし		—		

※1：平成26年10月6日付け国土交通省住宅局住宅生産課事務連絡「住宅性能評価における建材、設備、部品等の取扱いについて」における「③JIS、JAS等に定める技術的基準の普及が相当程度なされ、一定の性能の達成が一般的になされているとみられるもの」に該当するため、試験品質・生産品質の確認は不要です。

※2：ルームエアコン検定制度には生産品質についての確認が含まれていないため、別途確認が必要です。

※3：試験方法については、建築研究所HPに掲載されています。 <http://www.kenken.go.jp/becc/house.ht>
（試験品質・生産品質の証明にあたっては、第三者機関による試験成績書や自己適合宣言書等の証明書が必要になります。）

解説1.申請時に必要となる図書

配置図や平面図等の基本図のほかに、「機器表」が新たに必要になります。機器表には、設置する設備の性能確認ができるように、「設備機器種別」、「省エネルギー対策の判断項目（機器効率が表示されているものは性能値）」、「試験方法等規格」、「型番」、「製造者名」、「台数」を記載します。

名称	仕様	備考（構造、性能、制御方法など）
冷暖房設備	ルームエアコンディショナー LDK 計1箇所 型番：H1-JKLMN(□□□社製)	定格冷房能力：2800W 定格冷房消費電力：700W →試験方法等規格：JIS S ○○○○ エネルギー消費効率の区分：(は)
換気設備	ダクト式第3種換気システム 型番：STU-V (△△△製) JIS表示品	熱交換機能なし、ダクト径φ100以上 換気回数 0.5回/h 以上
給湯設備	ガス給湯機 型番：ABC-DEFG (○○○社製) JIA認証品	ヘッダー方式（接続口径13A） エネルギー消費効率：94.3% →試験方法等規格：JIS S ○○○○ 風呂給湯機（追炊きあり）
節湯型機器	台所水洗：シングルレバー水栓 水優先吐水機構 型番：1234ABC (△△△製)	節湯 C 1
	浴室水洗：サーモスタット水栓 手元止水機構付きシャワーヘッド 型番：4321ABC (△△△製)	節湯 A 1
照明設備	主たる居室 照明設備の設置：有り	白熱灯使用なし
	その他の居室 照明設備の設置：無し	
	非居室 照明設備の設置：有り	白熱灯使用なし 玄関ポーチ：人感センサー有り
発電設備	なし	

機器表の例

解説2.性能値（機器効率）を考慮する場合の留意事項

計算プログラムでは、省エネルギー対策を評価できるものとできないものがあります。また、省エネルギー対策を評価できる機器のうち性能値（機器効率）を考慮する場合は、カタログ等から数値を読み取りプログラムへ入力しますが、入力値については試験方法等規格に基づいた値であることが必要となります。

例）ルームエアコンディショナーの場合

省エネルギー対策をしている場合、エネルギー消費効率の区分を（い）、（ろ）、（は）から選択し入力します。

区分の選択にあたっては、定格冷房エネルギー消費効率を下記式により計算で算出します。その際、定格冷房能力（W）、定格冷房消費電力（W）のそれぞれの数値はカタログから読み取りますが、その数値が試験方法等規格に基づいた数値であることが必要となります。

●主たる居室	
暖房設備機器または放熱器の種類	
●ルームエアコンディショナー	
●FF暖房機	
●J/Aセラミエーター	
●温水床暖房	
●ファンコンベクター	
●電気ヒーター床暖房	
●電気蓄熱暖房器	
●ルームエアコンディショナー付温水床暖房機	
●その他の暖房設備機器	
●暖房設備機器または放熱器を設置しない	
●エネルギー対策の有無および種類	
●特に省エネルギー対策をしていない	
●エネルギー消費効率の区分を入力することにより省エネルギー効果を評価する	
エネルギー消費効率の区分	
●区分(い)	
●区分(ろ)	
●区分(は)	

定格冷房能力	定格冷房エネルギー消費効率による区分		
	(い)	(ろ)	(は)
2.2kW 以下	5.13 以上	4.78 以上 (1.11 未満)	4.78 未満
2.2kW を超え 2.5kW 以下	4.96 以上	4.62 以上 (同上)	4.62 未満
2.5kW を超え 2.8kW 以下	4.80 以上	4.47 以上 (同上)	4.47 未満
2.8kW を超え 3.2kW 以下	4.58 以上	4.27 以上 (同上)	4.27 未満
3.2kW を超え 3.6kW 以下	4.35 以上	4.07 以上 (同上)	4.07 未満
3.6kW を超え 4.0kW 以下	4.13 以上	3.87 以上 (同上)	3.87 未満
4.0kW を超え 4.5kW 以下	3.90 以上	3.62 以上 (同上)	3.62 未満
4.5kW を超え 5.0kW 以下	3.58 以上	3.36 以上 (同上)	3.36 未満
5.0kW を超え 5.6kW 以下	3.25 以上	3.06 以上 (同上)	3.06 未満
5.6kW を超え 6.3kW 以下	2.86 以上	2.71 以上 (同上)	2.71 未満

定格冷房エネルギー消費効率
＝ 定格冷房能力（W）／ 定格冷房消費電力（W）

※暖房設備であっても冷房で評価します。

暖 房 性 能										始動電流
暖房能力 kW	暖房低消費電力 kW	電 気 特 性			運転音 [dB(A)]	冷房能力 kW	電 気 特 性			
		運転電流 (最大)	消費電力 (W)	低温消費電力 (W)			運転電流 (最大)	消費電力 (W)	低温消費電力 (W)	
2.5 (0.7～6.1)	4.4	5.2 (19.8)	450 (100～1,820)	1,610	87	59 (0.7～3.3)	5.2	450 (110～960)	87	57
2.8 (0.7～6.2)	4.5	5.8 (19.9)	505 (100～1,790)	1,580	87	61 (0.7～3.5)	6.0	520 (110～920)	87	59
3.2	4.6	6.3	560	1,540	87	62 (0.7～3.5)	6.4	540	87	60

エアコンディショナー カタログ

試験方法等規格（一覧表の③）に基づいた値であることを証明する必要があります。

→エアコンであれば、JIS B 8615-1 など

解説 3-1. 試験品質及び生產品質の確認方法 （設備機器、建材共通）

省エネルギー対策を評価する設備機器のうち、性能値（機器効率）を考慮する場合は、設計検査の申請にあたり、試験方法等規格に基づいた「試験品質及び生產品質」の確認を行い、必要に応じてその証明書類を添付する必要があります。以下にその確認方法の例を示します。（試験方法等規格は一覧表③P21～23 参照）

方法1

プログラム計算上、省エネ対策を評価する機器で、かつ性能値（機器効率）を考慮する。

YES

JIS等の認証書のある製品やJISマーク等の製品認証マークのある製品を使用する場合

NO

試験品質・生產品質の確認は不要

試験品質及び生產品質を確保していることを証明するJIS認証書があること、または製品認証マーク（「JIS表示品」等である旨の記載）がカタログ等に記載されていることを確認します。

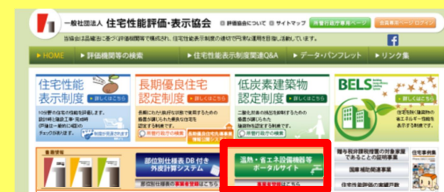
※製品認証マークは一覧表④P21～23 参照

（ただし、ルームエアコン検定制度には生產品質についての確認が含まれていないため、別途確認が必要です。）

方法2

（一社）住宅性能評価・表示協会の「温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト」に性能確認方法の区分の記載がある場合

（一社）住宅性能評価・表示協会のホームページ上に公開されている「温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト」に掲載されているメーカーであり、設備メーカーのホームページ上に（一社）住宅性能評価・表示協会で定める性能確認方法の区分が記載（「A」、「B-1」、「B-2」、「C」又は「ー」）されていることを確認します。



温熱・省エネ設備機器等ポータルサイト

方法3

方法1、2に該当しない場合

メーカーホームページ等に製品に対して以下に関する品質証明書があることにより確認します。

(1) 試験品質：JIS等（設備種別により異なる。）に基づく試験方法により第三者機関による試験または審査が行われた結果であること。自社で試験を行っている場合、自己適合宣言書があること。

(2) 生產品質：JIS Q9001又はISO9001に基づく方法による品質管理体制にあることが確認されていること。自社で確認を行っている場合は、生產品質の管理体制に関する自己適合宣言書があること。

（注）「試験品質・生產品質」の証明は原則設計検査段階で行いますが、設計検査時に確認できない場合、現場にて製品自体に製品認証マーク（JIS表示品）の表示があれば、試験品質・生產品質を証明したことになります。ただし、現場検査時に製品認証マークを確認できない場合は、設備機器の効率が不明なものとして、一次エネルギー消費量に係る計算書等の再提出が必要になりますので、ご注意ください。

解説 3-2. 試験品質及び生産品質の確認方法 (建材)

外皮計算プログラムへ入力する値を算出する際に考慮した建材については、設計検査の申請にあたり、「試験品質及び生産品質」の確認を行い、必要に応じてその証明書類を添付する必要があります。以下にその確認方法の例を示します。(建材の品質確認については、P25 の方法によることもできます。)

方法4

(一社)住宅性能評価・表示協会の「部位別仕様表 DB」に掲載されている仕様とする場合

(一社)住宅性能評価・表示協会のホームページ上で公開されている「部位別仕様表 DB」に掲載されている仕様であり、断熱材等の商品に関する品質証明書、JIS 認証書等が添付されていることを確認します。



部位別仕様表 DB 付き外皮計算システム



部位別仕様表 DB

方法5

○サッシ・窓
「設計・施工指針(別表第7に定める仕様)」とする場合

○断熱材等
建築研究所 HP に掲載されている熱物性値の表の値を使用する場合

○サッシ・窓
「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成25年国土交通省告示第907号)」の別表第7に定める仕様であり、当該告示に示されている熱物性値を用いていることを確認します。

○断熱材等
建築研究所 HP に掲載のある「住宅の平均熱貫流率に用いる建材等の熱物性値等(表 A1 建材等の熱物性値)」
(http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/3-2_150228.pdf)

に定める仕様であり、当該表に示されている熱物性値を用いていることを確認します。

※上記表は、木造(枠組壁工法)住宅工事仕様書にも掲載されています。

方法6

住宅型式性能認定を取得している場合

建材等が品確法第31条に基づく住宅型式性能認定を受けた型式であることを確認します。(部分型式の認定を含む)

「工事中の計画変更」に係る留意事項（一次エネルギー消費量等級）

工事中に計画変更を行った場合にあっては、申請ルートに応じた指標（開口部比率、外皮平均熱貫流率、一次エネルギー消費量等）の計算結果が明らかに安全側となる場合を除き、再計算が必要となりますのでご注意ください。その場合、検査機関に対して再計算結果を提出していただく必要があります。

なお、工事中の変更に伴って再計算を行った結果、フラット35Sの基準に不適合となり金利の優遇が受けられなくなるリスクがあります。

竣工現場検査時に基準の不適合が判明した場合のリカバリーは困難です。そのような事態に至らぬよう、計画変更にあたっては、あらかじめ一次エネルギー消費量基準を検証した上で実施していただくようお願いいたします。

仕様基準を選択している場合は「開口部比率、外皮面積比率」、性能基準を選択している場合は「一次エネルギー消費量」の再検証が必要となります。

〔再計算が必要な計画変更の例〕

分類		変更内容
面積	外皮面積	・「外皮面積」が変更となった場合※
	開口部面積	・「開口部面積」が変更となった場合※
	床面積	・「主たる居室の床面積」が増加した場合
設備機器	機器効率	・機器効率が低下する場合

※ 性能基準を選択している場合において、外皮面積、開口部面積に変更があった場合は、「外皮熱損失量： q 値」を安全側でみると、冬期における「暖房期の日射熱取得量： m_H 値」が危険側になるなど、一概に面積の増減で安全側を判断できないため、外皮・開口部面積に変更（大きくなっても小さくなくても）があれば一次エネルギー消費量の再検証が必要となります。